

精華町教育委員会議事録

令和2年（第1回）

1 開 会 令和2年1月31日(金) 午後3時30分
閉 会 令和2年1月31日(金) 午後5時00分

2 出席委員 川村教育長 松本委員 新司委員 岡島委員
松下委員

3 欠席委員 なし

4 出席事務局職員

岩崎教育部長 林田総括指導主事
松井学校教育課長 石崎生涯学習課長
上原学校教育課係長

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

教育長から第1回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回議事録について

教育部長から令和元年第12回教育委員会の議事録について説明。

【採 決】

・全員承認

(3) 教育長報告事項

1月8日から学校が始まり、8日から10日までの間、拡大あいさつ運動が実施された。

1月11日には、亀岡市に建設中であった京都府のサッカースタジアムの竣工式があり、町長の代理として出席した。サッカー専用であり、陸上のトラックがなく、ピッチが非常に近いため、臨場感のある素晴らしい施設が完成した。

1月12日には、精華町消防出初式が精北小学校で開催された。

翌日の1月13日には、精華町成人式が開催された。今年は、くじ引きや抽選会などの第2部についてもけいはんなホールで実施するよう変更したが、例年通りの盛り上がりであった。昨年は、会場外で一部の参加者が飲酒をして騒いでいた状況があったが、今年は比較のおとなしく、無事に終了することができた。

1月26日には、ベリーズけいはんなの吹奏楽のコンサートがあり、精華町には親世代にも吹奏楽に熱心に取り組んでいる人が多いということを改めて感じるとともに感動させていただいた。

次に、教職員の働き方改革に関して、教職員の勤務時間の上限に関する方針を策定するべく事務局で検討中であるが、「公立の義務教育小学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」いわゆる「給特法」、教員には時間外手当は支給せずに、4%の教職員調整額を支払うことなどを定めた法律について、昨年12月11日に一部改正が行われ、国における勤務時間の上限に関するガイドラインが法的根拠を持つ指針に改められた。これを受けて、文部科学省が全都道府県に対して説明に回っており、京都府においても1月28日に説明会が開催された。都道府県においては指針を条例として位置付けるようにとのことで、府では条例改正の作業を進めているところである。市町村においては、教育委員会規則に根拠を置くようにとのことであり、そのため、方針策定の作業を一旦中止し、府がどのような規定を条例や府教委の規則に盛り込むかを見定めた上で、改めて作業を再開していきたいと考えている。国からは、年度内に整理し、春から適用するようにとのことであり、2月、3月の教育委員会において議案として提案させていただく予定である。

また、教職員の働き方改革に伴う夜間の電話対応について、一定の時間を区切った上で留守番電話の応答に切り替えることを実施予定である。この試行を4月から考えており、今回の電話対応だけでなく、働き方改革全般に理解をいただくよう、保護者宛の文書を配布した。現在のところ、校長会では、午後7時を目途に切り替えることで調整中であり、今後詳細を詰めていく。

それから、働き方改革の一環として、冬季休業中の学校閉鎖日を12月28日から1月4日までと拡充することも検討していたが、今年度については12月28日も1月4日も土曜日であったことから、来年度からの実施で考えている。

もう1点、精華町教育大綱について、12月の教育委員会で1月、2月の教育委員会で議論したいと申し上げていたと思う。12月の総合教育会議において、基本的には現行の大綱を引き継いでいく方向の確認をしているが、策定から4年経過した現在の状況に合致しているか、また、来年度から実施となる新学習指導要領との整合性などについて確認する必要があると考えており、本日の案件終了後に議論したいと考えている。本日ともう1回程度、議論の機会を持った上でとりまとめ、教育委員会の意見として町長に提案する予定である。

(4) 事務局からの諸報告

教育部長 1 新型コロナウイルスへの対応について

本日付で精華町新型コロナウイルス感染症対策本部が設置された。これを受けて各小・中学校にも周知を行った。主な内容としては2点。まず1点目は、学校において多数が参加する授業実施の際は、会場への手指消毒の設置や、可能な限りの咳エチケット、要するにマスクの着用、手洗いの実施など感染症対策に努めること。2点目は、中国籍児童・生徒が在籍する学校については、新型コロナウイルス感染症に関連するいじめ等の発生がないよう配慮すること。以上、2点である。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

12月の問題事象はなし。不登校については10名。

(2) 中学校

12月の問題事象は1件。不登校については26名。

不登校の主な理由としては、登校の意志はあるが体調不良を訴えて欠席しているケースが多い。各校とも、担任を中心とした家庭訪問等を行い、状況については把握できている。引き続き本人や保護者を含めた面談などにより、改善に努めていきたい。

総括指導主事 2 重災害事故報告について

重災害事故に関する報告はない。

総括指導主事 3 問題事象の月別発生件数について

問題事象について、前年度の12月と比較すると、小中学校ともに変わりなく発生件数は少ない。指導の充実と未然防止に努めていきたい。次に長期欠席者の状況について、月3日以上欠席者数を前年度の12月と比較すると、小学校では若干の減少、中学校では同程度となっている。引き続き家庭と連携をとりながら、状況の改善に努めていく。

総括指導主事 4 生徒指導報告（4月～12月）について

毎月の生徒指導報告について、4月から12月までの統計となっている。問題行動については、月々の報告を積み上げたものとなっている。不登校については、4月から12月の間で、20日以上欠席している児童・生徒の数を上げている。小学校で8名、昨年度の同時期では14名で減少している。中学校では27名で、昨年度の同時期が24名であり、3名多い状況である。

総括指導主事 5 いじめ調査集計について

アンケートによるいじめ調査の集計で、第1回目の追跡と第2回目の集計の報告である。

まず、第1回目の追跡について、小学校では、第1回目の調査において、認知件数が537件あり、追跡調査の結果、面談の中で、まだ行為がある・嫌な思いをしているという要指導件数が18件、行為は止んでいるが不安が残っているという要支援件数が7件、見守りの状態が7件、残る505件が解消となっており、解消率は94%である。中学校では、1回目の調査での認知件数が24件、要指導件数が2件、要支援がゼロ、見守りの状態が2件、解消は20件で、解消率は83%となる。

続いて第2回目の調査について。小学校で、アンケート調査による認知件数については384件、状態の内訳としては、要

指導が60件、要支援が31件、見守りが292件、解消が2件である。中学校については、認知件数が26件、要指導が3件、要支援が4件、見守りが18件、解消が1件である。見守りの状態が3カ月継続して解消となることから、解消率はまだ低い。

アンケート調査については、児童・生徒において、自分の思いを自由に書いて良いと認識していることから、件数としては多く出てきていると思う。1回目の追跡調査、2回目の調査についても、現在のところ大きな問題事象はないとの報告であり、今後も丁寧な指導を継続し、解消につなげていきたいと考えている。

生涯学習課長 1 令和2年精華町成人式について

1月の13日に開催。新成人として、対象者が509名、そのうち参加者数は419名であった。昨年は500人中404名の参加であり、参加者数は若干の増となっている。

今年は、第一部の式典会場において、第2部についても実行委員会形式で実施し、大きな混乱もなく、無事に終えることができた。

生涯学習課長 2 相楽「少年の主張」大会について

毎年、相楽地域内において持ち回りで開催しており、今年度は木津川市が開催地となっている。2月16日の日曜日の午後からアスピア山城で開催予定となっている。今年は本町から、山田荘小学校と精華南中学校が発表を予定している。

生涯学習課長 3 京都府指定・登録等文化財の認定について

1月17日に開催された京都府文化財保護審議会において、本町の山田地区の新殿神社の本殿及び八王子社の2点が、京都府の指定文化財として認定された。この2点の文化財については、いずれも平成30年度に暫定登録をされていたものである。

本殿については、建立年代が明らかで、建築技術の発展を考える上で時代の指標となり貴重であることから、八王子社については、全国的にも類似の少ない屋根形式を現代に伝えており、学術的に価値が高いことから、以上の理由により指定文化財として認定されたものである。教育委員会としては、今後も引き続き文化財の所有者や管理者のほか、京都府教育委員会などの関係機関と連携をしながら、文化財の保護と活用に向けた取組を進めていきたいと考えている。

【委員からのご意見】

松本委員　いじめ調査集計について、小・中学校とも要指導の件数が少しあるが、大きな問題事象につながるような配慮を要する事案はないか。

総括指導主事　そのような事案はない。要指導の事案については、引き続き丁寧な指導により、解消を図っていきたい。

新司委員　1月23日に町主催の保幼小連携の研究発表会と講演会に岡島委員と一緒に参加させていただいた。学びのスタートである保育所、幼稚園から小学校教育、中学校教育にどのように教育が繋がっていくのかが良く分かった。また、幼児教育の重要性を理解してもらうことはなかなか難しいが、山城教育局の指導主事の方が、海外の経済学者や心理学者等による調査研究事例なども交えながら、幼児教育と小学校教育の連携の必要性について述べられており、大変分かりやすかった。今後も機会があれば参加させていただきたいと思う。

松下委員　研修の機会という意味では、2月の行事予定に掲載されている文化財愛護会の公開講演や22日開催のむくのき文化講座、25日の寿大学の講座なども生涯学習を学ぶことの1つと捉えることができる。明日も午後から、町の人権啓発推進委員会主催の講演会が開催される。機会を見つけてこれらの講演会等に参加することも良いと思う。

(5) 後援関係

1 2月から1月に受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数14件、学校教育課関係が0件、生涯学習課関係が14件である。内訳は、社会教育係が12件、社会体育係が2件、図書係が0件である。

(6) 2月の行事予定

(7) その他

【精華町教育大綱の見直しについて】

川村教育長 5つの方針の1つ目、「未来を生き抜く子どもの育成」の記述にある「質の高い学力」について、今の文部科学省の方針や学習指導要領などに合致しているのかという指摘を松下委員からいただいた。これについて調べてみたところ、平成8年の中教審答申で「生きる力」が打ち出され、これは今後の変化が多い社会で生きていく子どもたちが身に付けるべき力として、学力、豊かな人間性、健康・体力の3つを端的に表現したものであり、我が国の教育界の不易である知・徳・体を表している。ただし、この平成8年の答申が、「生きる力」といわゆる「ゆとり教育」を打ち出した答申であり、その後、世界における日本の子どもたちの学力順位の低下によって、ゆとり教育に対する世論の批判があったことから、平成14年に、確かな学力向上のための2002年アピール「学びのすすめ」が文科省から出された。ここで、学力に関しては、「確かな学力」を身につけさせるという記述があり、それが翌平成15年の中教審答申で確立されたということである。「確かな学力」の内容としては、基礎的な知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現することにより様々な課題に積極的に対応し、解決する力とされている。また、学力に関する部分では、平成19年に学校教育法の改正があり、学力の定義と言えるものが規定された。それが、「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体

的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならぬ」という内容である。その時、京都府教育委員会において、第1回の全国学力テストが実施され、学識経験者を交えてその分析に取り組んでいた時期であり、学力向上に関する提言が出された。その内容は、基礎的・基本的な知識・技能の習得、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、学習意欲、これらの要素が統合された学力が「質の高い学力」と言えるというものであった。府教委としては、これを用いて「質の高い学力」という言葉を使用することとなったと理解している。以上のような経過はあるが、基本的には「確かな学力」も「質の高い学力」も近い考え方のものであると考えられる。このような流れがあり、精華町は、府教委の教育振興プランにも記載されている「質の高い学力」を教育大綱に謳っているものである。

次に、現在の子どもたちに身に付けさせるべき力について考えると、東京大学教授で国立教育政策研究所の白水先生の論文の中で、「21世紀型能力」についての表があり、基本的リテラシーに関するスキル、認知スキル、社会スキルの要素に分けた各国が育成を目指す資質・能力がまとめられている。これについては、参考として見ていただければと思う。また、国立教育政策研究所が平成25年に出した「21世紀型能力」というものがあり、基礎力として言語と数量、そして情報が位置付けられている。先ほど紹介した表においても、アメリカ、オーストラリア、EUにおいて、情報やICT技術については基礎的リテラシーとして位置付けられており、読み書きに情報・ICTを加えたものが基礎となってきた。その基礎を身に付けた上で、思考力、そして実践力といった能力を養うこととしている。

次に、来年度から実施の新学習指導要領について、文科省は平成29年の新学習指導要領に関する広報資料の中で、資質・能力の3つの柱を据えて何ができるようになるかを示し

ている。これまでは、何を学ぶかについて記載していたが、新学習指導要領では、どうやって学ぶか、何ができるようになるかまでを示しており、学習指導要領の捉える範疇として拡充することとしていて、これまでと性格が全く違う。この何ができるようになるかということは、どのような子どもの資質・能力を育てるかというところに繋がってくる。3つの柱については、基礎力の部分として「実際の社会や生活に生きて働く知識と技能」、思考力の部分として「未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力」、そして実践力として「学んだことを人生や社会に生かそうとする、学びに向かう力、人間性など」であり、私は確かな学力が発展してきたものであると考えている。

以上が「質の高い学力」と「確かな学力」に関するこれまでの経過と、文科省が新学習指導要領で示した子どもに身に付けさせたい資質・能力に関する内容である。このあたりの見解を大綱に反映させるかどうかについて、皆さんの意見を伺った上で判断したい。

松 下 委 員

最後に紹介された新学習指導要領に関する資質・能力の3つの柱について、学びに向かう力、人間性、知識及び技能、思考力、判断力、表現力、この真ん中に「確かな学力、豊かな人間性、健康、体力を総合的に捉えたもの」といったような言葉が入っていたように思う。したがって、新学習指導要領においても確かな学力という言葉は残っているものである。

私が伺いたい点として、京都府では「質の高い学力」が使われているが、全国的には「確かな学力」が基本的には使われている。平成20年の学習指導要領の改訂の際に、府外の都道府県にも行く中で様々な議論をすることがあったが、その際に「質の高い学力」について「確かな学力」と何が違うのか尋ねられることがあり、説明に苦慮した経験がある。しかし、基本的に精華町は府下の市町村であるため、府の内容を用いれば良いと思っているが、府教委が来年度以降、どのような言葉を使うのか、そこを確認した上で整合性を合わせておく必要がある

と思う。

松本委員 松下委員がおっしゃられたとおり、基本的には京都府の内容を用いるべきであると思う。全国的な場に出た際に説明が難しいということはあると思うが、府教委が令和2年度以降も「質の高い学力」を使うのであれば、そこに合わせる方が良いと思う。

川村教育長 私としては、府教委の言葉に合わせるだけでは不十分ではないかと思っている。教育大綱は、精華町の住民に向けて公表するものであり、「質の高い学力」でも「確かな学力」でも住民の方からすると、具体的にどのようなものを指しているかが分からないと思う。それであれば、文科省が新学習指導要領公示に際して出している資質・能力の3つの柱を書き込んでしまう方が具体的で分かりやすいのではないか。21世紀の中盤以降、これから生きていく子どもたちに対して、国がこのような方向で教育を進めたいというものを具体的に示し、精華町はこのような教育をするのだということを現場に向かっても、住民に向かってもアピールすべきだと思う。この点について、皆さんの意見を伺いたい。

松下委員 今話を確認すると、「質の高い学力」の代わりに、資質・能力の3つの柱の言葉を入れて、その後には「豊かな人間性とたくましく健やかな体」というように続けるということが良いのか。

川村教育長 おっしゃるとおりである。「質の高い学力」も「確かな学力」も一般の方には馴染みのない言葉であり、そこに含まれる具体的な内容については、おそらくほとんどの方がご存知無いと思うので、それであれば少し長くはなるが、具体的に示す方が理解していただけるのではないかと思う。

松本委員 確かな学力の中身である資質・能力の3つの柱について、文科省の方針としてはしばらく変わらないものと考えて良いのか。

川村教育長 文科省では、「生きる力」も「確かな学力」についても20年以上使用しており、これは不変であるとしている。また、そこから出てきた内容であるので、この3つの柱についてもこの

先数十年は使用していくのではないかと思う。

松下委員 少なくとも来年度から実施される学習指導要領の実施期間である10年間については継続されるものである。

川村教育長 基礎力、思考力、実践力などは時代が変わっても変わらない内容であると思う。それぞれの中身は変わるかもしれないが、基本となる柱が大きく変わることはないと考えている。

松本委員 文科省の「確かな学力」は平成14年に出されてから変わっていないが、府教委が「質の高い学力」としていることに何か理由はあるのか。

川村教育長 確かな学力の内容が、基礎、基本と活用と学習意欲という内容として確立されるまでに、何年かかかっていたように記憶している。平成15年段階では、確かな学力の中に、基礎、基本があり、その内容として、判断力、表現力、問題解決能力、学ぶ意欲、知識、技能、学び方、課題発見力、思考力の8項目が並列で入っていた。このように非常にコンテンツが多かったため、学力観として理解するためにはもう少し単純化した方が現場の理解が早いだろうという考えがあり、学校教育法の規定をベースに京都版を考えたということであったと思う。

松下委員 今年度から全国学力テストの形式が変わった。今までは基礎、基本と活用を分けていたが、今の学力観では、活用の中で基礎、基本を学び、基礎、基本の中で活用していくという形になっており、問題を分けて作ることは、今の学力観に合っていないことから、一緒になった。基礎、基本はこれとか、活用はこれとか、分けて考えるのではなく、学んでいることの中に様々な要素があるということが大切だと思う。

それで、「質の高い学力」と「確かな学力」についてであるが、同じような内容の言葉を2つ分けて使うことに違和感があり、対外的に説明するのが難しかったり、2つがごちゃ混ぜになっている現場があったりもするので、そこは整理が必要であると思う。教育長がおっしゃられたように、3つの資質、能力を記載するのであれば、どちらにも対応できるので良いと思う。ただし、少し文章が長くなってしまいが。

川村教育長 では、この点については、文案を一度作ってみて、提示させていただいた上で検討したいと思う。

松 下 委 員 何点か疑問のある箇所があるので確認させていただきたい。まず、教育大綱を何度か読む中で、違和感を覚える部分があった。それは、教育大綱の教育が何を指しているのかという点である。教育の中には学校教育と社会教育、本町で言う生涯学習があり、教育大綱の中にはこの両方が含まれている。教育大綱の5つの方針を見ると、1番目と2番目は主に学校教育に関する内容で、3番目と4番目が生涯学習に重点を置いた内容となっており、5番目は両方の内容が書かれている。ところが、前文を見ると、大半が学校教育の内容に感じられる。それで、教育大綱の示す教育とは、主体が子どもなのか、精華町民全体に対してなのか、分からなくなった。両方に関わる内容であれば、前文にもそれが感じられるような表現が必要ではないかと思う。

次に、前文の「教育のまちづくり」という言葉について、教育によるまちづくりをやっていくのか、まちづくりの中核に学校教育と生涯学習を置いて充実していくのか、どちらなのかが分かりにくいと感じた。

それから、これも前文であるが、「命と希望を未来につなぐ」という表現について、希望を未来につなぐというのは分かるが、命を未来につなぐというのはどのような意味であるのか、これは文章化する必要はないと思うが、教育委員会として意味を確認しておいた方がよいと思う。

次に、基本目標について、「子どもが輝き」では主語が「子ども」であるが、次の「生涯いきいき」というのは、子どもがそこまで繋がっているのか、それとも住民全体が生涯いきいきなのかが分からなかった。ただ、5つの方針の中には生涯学習という言葉が入っていることから、ここは住民全体になるのではないかと理解をしたところである。

それと、5つの方針の4番目について、最初の「子どもの命と安全を守り」は子どもにかかっているが、次の「人権を大切にし」は誰の人権になるのか。精華町住民全部の人権なのか、

子どもだけなのか、そこが分からなかった。その後ろでは「誰もが互いに尊重して支え合う共生社会の形成」とあるので、住民全部のことではないかと思うが。

最後に、方針の5番目の教育環境の整備について、新聞記事で、全国学力テストがインターネットを通じて配布され、児童生徒がコンピュータを使って回答し、それを送り返すという方法に変わるような内容があった。早ければ2023年度開始というようなことも書いてあり、本当ならば早期に予算化する必要がある。環境整備の記述があるので、何かを追記する必要はないが、ICT環境整備については意識を持っておく必要があると思う。現在の教育大綱は平成28年2月に策定され、4年経過している。この4年で大きく時代が変わっており、社会も教育も大きな変化があったと思う。杉浦町長の4年間の新たな大綱という点では、今後の4年間を見据えて時代との整合性を図っておくべきであると思う。

教育部長

松下委員がおっしゃられた内容について、平成28年の教育大綱制定時に、議会の総務教育常任委員会で報告した内容があるので、少し説明させていただきたい。「生涯にわたり、生き生きと活躍できる」という部分は、超高齢社会に突入した、精華町において、高齢者が元気に地域で活躍できる場づくりが、喫緊の課題であるという現状認識であり、そのために必要な社会教育の重要性なり、地域づくりの担い手となる人材の育成といった本町が追求すべき教育の広い領域を、イメージしたものである。「教育のまちづくり」については、本町のまちづくりにおいて、教育の位置付けを、レベルアップし、「教育のまちづくり」を、標榜するものである。次に、「命と希望を、未来につなぎたい」という言葉については、木村町長、四期目の町政推進の、基本姿勢を示す言葉であり、精華町の教育に息吹を吹き込むものとして、「願い」という表現としている。以上が、前文の文面の意味である。

また、方針の4番目については、交通事故や、ネットいじめ、子どもを狙った、性犯罪といった、深刻な事象から、子どもた

ちを守り抜くとともに、誰もが、互いの人権を尊重し、支え合う、共生社会の形成に取り組むという内容である。

川村教育長 教育環境については、今、ICT環境の整備が急ピッチで進められようとしている状況にあるが、具体的にICT整備などの内容を書いた方が良いということか。

松下委員 具体的な記述は必要ないと思うが、この教育環境にはICT環境整備も含まれているということを教育委員会の共通理解として確認しておきたかっただけである。

もう1点、方針の2つ目「学研都市を活かした教育の推進」の記述の中に「歴史」とあるが、歴史とは「文化」もセットであるのではないかと思う。特に、関西文化学術研究都市でもあることから、「歴史と文化」とした方が良いと思う。

松本委員 人権の部分に関して、人権を大切にするのは子どもだけではなく、すべての人が人権を大切にしなければならず、これは普遍的な考えであると思うので、おそらくそのような意味で書かれたのではないかと思う。

松下委員 教育部長から説明いただいた内容で、前文の言いたいことは分かったが、子どもに関する記述が多く、全住民が対象という部分が読み取りにくい。生涯学習の内容が含まれていて、全住民を対象として呼びかけるのであれば、その思いを少し文章に落とした方が良いと思うし、そうでなければ住民全体のものにならないと思う。説明文を作ったとしても、表に出るのはこの文書となるので、住民が見て理解できるものである必要があると思う。

新司委員 「こどもを守る町」宣言が昭和43年に制定され、それを大切な基本的な理念としてきたが、一方で、制定から52年が経過しており、子どもを取り巻く社会も大きく変化してきている。そんな中で、現代の新たな視点に立って子どもの将来を考えていく必要があるというようなことも含めてはどうか。子どもたちは21世紀の社会を構成する大切な人材であり、明日の精華町を担う未来への希望となる存在であるというような、本町の教育の施策の礎となるものを教育大綱の前文に入れても良いと

思う。そのために教育のまちづくりをどういう形で進めていくのかということが、基本目標や5つの方針で謳われるのだと思う。子どもたちの命を守ることはもちろん、心と育ちも含めて守っていかなければいけない。子どもたちには、他者を思い合って、自分らしく生きる力をつけていきたいというのが精華町の大きな教育の目標ではないかと思うが、そのためには信頼し合える社会をつくるのが大切であるということで、目標と方針が定められていると思う。また、学びは幼児教育から始まっているので、就学前の教育との連携や子どもの生涯の出発点である保育や幼児教育についても大切にするという思いも込めることが必要だと思う。

岡 島 委 員 保護者の目線で意見を言わせていただくと、教育長がおっしゃられたように「質の高い学力」や「確かな学力」という言葉では、内容が分かりづらい。教育大綱については、私は教育委員の1人であるので知っているが、保護者には教育大綱を知らない方のほうが多いと思う。そんな状態であるので、言葉に関して分かりやすく書いていただければ、保護者から見ても、精華町が教育を通して子どもたちをこういう風に育てていこう、守っていこうとしているということが分かると思う。

新 司 委 員 教育大綱は今のようコンパクトなものとしておいて、これを実行していく時に、子どもたちに期待するものは何か、そのために大人はどうあればいいのか、どういう環境づくりをしていくのかといった内容を、学校の先生や地域の方にも分かりやすくしたような解説書のようなものが必要かと思う。

教 育 部 長 その点に関して申し上げますと、当時の木村町長がおっしゃっていたのは、教育大綱についてはできるだけコンパクトにして、具体的な内容や詳細な説明については、学校教育・社会教育指導の重点と整合性をとり、そちらに委ねるような形としたいとのことであったかと思う。

松 下 委 員 要するに、方針の5項目が指導の重点に生かされているということか。

川村教育長 基本的にはその形をとっているが、すべてを取り込むことは

難しく、整合がとれていない部分もある。

それでは、本日いただいた意見を整理した上で改定案を作成させていただき、それを基にもう一度議論をさせていただきたい。

議論については、教育委員会協議会を開催させていただきたいと考えている。

(8) 閉会

教育長が第12回教育委員会の閉会を宣言。